

3 東協第 15 号
令和 3 年 6 月 30 日

各 位

高 圧 ガ ス 保 安 協 会
東京都液化石油ガス教育事務所
所 長 尾 崎 義 美
(印 略)

保安業務員講習会開催ご案内

液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条の保安業務に従事し規則第 36 条第 2 項に規定する保安業務員の資格を取得する為の講習及び技術検定を下記の通り実施致します。

この資格を取得しますと保安機関が行なう、供給開始時点検・調査業務等の 7 区分すべての保安業務を行なうことができます。

(注) 「製造保安責任者免状」、「液化石油ガス設備士免状」、「販売主任者免状」「業務主任者の代理者」の交付を受けている方は受講する必要はありません。
念のため申し添えます。

1. 主 催 高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所

2. 講習会及び検定試験の日時と会場、定員

(1) 講習会

日 時： 令和3年9月14日(火)・9月15日(水)

9時00分～17時00分

会 場： 東京セミナー学院

東京都豊島区西池袋5-4-6

定 員： 100名

(2) 検定試験

日 時： 令和3年9月15日(水) 講習終了後(午後)

会 場： 東京セミナー学院

東京都豊島区西池袋5-4-6

※ 2日間の講習に出席しないと検定試験は受けられません。

3. 講習内容

(1) 法令

(2) 保安管理技術

4. 受講及び検定料(非課税)

13,200円

5. テキスト、送料(消費税込み)

(1) 保安業務員講習テキスト(第3次改訂版) 1,880円

(2) 液化石油ガス法規集(第35次改訂版) 会員 3,300円

一般 3,670円

[参考図書]

(3) 保安業務員検定問題集(令和3年発行) 510円

(4) 梱包送料 900円

※ 会員とは、東京都LPガス協会または高圧ガス保安協会の会員です。

6. 申込方法等について

受講料及びテキスト等の合計額を下記の銀行口座にお振込み、別添の「受講申込書・受講票」及び「振込内訳書」に必要事項を記入の上、郵送にてお申し込み下さい。

- ◎ 「受講申込書」「受講票」に写真（縦4.5cm、横3.5cm）を貼付して下さい。（検定終了後に回収します）
- ◎ 「受講申込書」の写真の裏面には氏名を記載、上部のみ貼り付けて下さい。
- ◎ お振込みは2名以上の場合、合計額でも構いません。「振込内訳書」に振込み領収書のコピーを貼付して下さい。
- ◎ テキスト注文の有無に関わらず、長3封筒に宛名を明記してお送り下さい。（切手不要） 講習日の約1週間前迄に、「受講票」及び会場案内図等をお送りします。なお、テキストと受講票は別便で発送致します。
- ◎ 高压ガス保安協会の規定により、受講票の送付後（正式受付後）の返金はできませんので予めご了承願います。
- ◎ 申込受付期間中でも定員に達した場合は、受付を終了させていただきます。

(郵送申込及び銀行振込期間)

令和3年8月2日(月) ～ 8月6日(金) 6日郵便消印有効

(振込み銀行口座)

銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	新宿通支店
口座番号	(普通) 1880137
口座名	一般社団法人 東京都LPガス協会

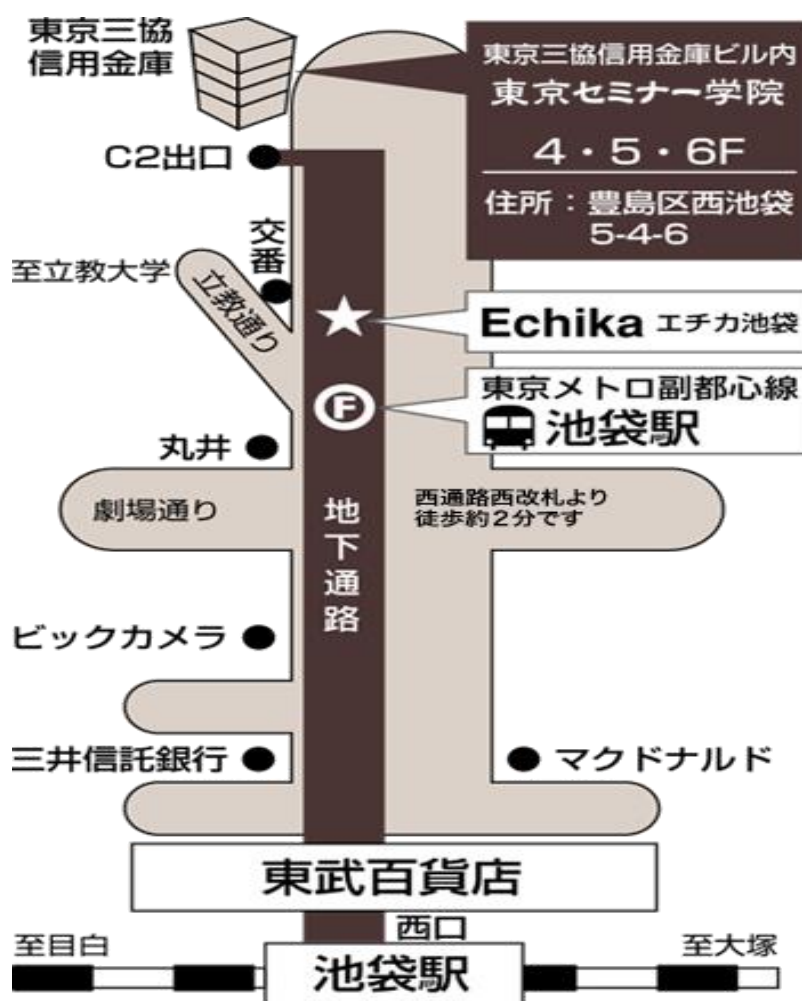
(申込先)

(一社) 東京都LPガス協会 保安業務員講習係 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-4 丁子屋ビル4階 電話 03-5362-3881
--

受講者情報の取り扱いについて

東京都液化石油ガス教育事務所は、講習申込された方のプライバシーを尊重します。

- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、講習の申込の際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報はこの講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高压ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、上記の活動を行なうため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先では東京都液化石油ガス教育事務所の適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。
 - ・ 申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
 - ・ 外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、個人情報について万全の管理を行ない、データの流出がないようにします。



振込内訳書

3 保業

受講票等送付先

住 所	自宅・勤務先 〒 _____
会 社 名 <small>入金元が個人の場合不要</small>	
氏 名 <small>送付先が勤務先の場合は担当者</small>	
電 話	()

振込内訳

保 安 業 務 員	
受 講 料	13,200 円 × 人 = 円
保安業務員テキスト	1,880 円 × 冊 = 円
液化石油ガス	会 員 3,300 円 × 冊 = 円
法 規 集	一 般 3,670 円 × 冊 = 円
問 題 集	510 円 × 冊 = 円
梱 包 送 料	テキスト等を購入しない方は不要です。 900 円

合 計 円

振込み領収書のコピー貼付欄

- 注意 1. 振込手数料は受講者負担でお願いします。
- 注意 2. 振込名義がわかるように振込領収書をコピーして貼付して下さい。
- 注意 3. 梱包送料不足の場合は着払いでお送り致しますのでご了承下さい。

(この用紙は必要に応じてコピーして使用して下さい。)

高圧ガス保安協会
受講申込書

高圧ガス保安協会
受講票

講習の種類	保安業務員講習		
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日
現住所	〒	—	—
	電話	—	—
事業所名	〒		
事業所所在地	電話	—	—

上記の通り申し込みます。

連絡担当者 氏名 —
電話 —

[記入上の注意事項]

1. 事業所名は勤務先を記入して下さい。
2. ※印の欄には記入しないで下さい。

上部のみ貼り付け
写真

(縦 4.5cm×横 3.5cm)

(写真は申込み日前6カ月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した本人と確認できるものを貼付すること。
なお、写真の裏面には氏名を記載して下さい。)

※ 受講番号

※ 受講番号			
講習の種類	保安業務員講習		
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日

写真

(縦 4.5cm×横 3.5cm)

(写真は申込み日前6カ月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した本人と確認できるものを貼付すること。
なお、写真の裏面には氏名を記載して下さい。)

※

出席

確認

欄

第1日

第2日

[注意事項]

1. この受講票を毎日受付に提示し、出席確認欄に確認印を受けて下さい。
2. 出席確認欄に確認印がないときは、検定を受けられません。
3. この受講票を他人に使用させることはできません。
4. 講習・検定当日は必ずこの受講票を携帯し、検定会場では机上に出して置いて下さい。
5. 検定開始時刻より30分以上遅れて来た方は受検できません。
6. この受講票は、検定終了後、検定立会者に提出して下さい。

受付印

高圧ガス保安協会

東京都液化石油ガス教育事務所

この申込みで収集しました個人情報(この講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関する情報)も提供いたします。なお、これらの情報に関する詳細は、本講習の案内書をご参照下さい。

平成29年11月

平成29年11月以降の法定資格講習検定試験の実施について
(不正行為への厳格化に伴う対応)高圧ガス保安協会
教育事業部

高圧ガス保安協会（KHK）が行っている製造保安責任者等法定資格講習の検定試験において、平成29年11月以降、不正行為への厳格化に伴う対応として、下記の通り、実施します。

これは、昨年（平成28年）11月より実施している携帯電話、スマートフォン等の通信機器（以下「通信機器」という。）を用いた不正行為への防止対策をさらに充実し、厳格な検定試験運営を目的としたものであり、受検者の皆様につきましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。詳細は、協会HPの「受検上の注意」で必ずご確認ください。

1. 実施方法（平成29年11月以降の主な変更点）

- (1) 試験問題用紙は、検定試験途中、検定試験の終了後にかかわらず、すべての受検者から答案用紙を提出時に回収します（途中退室せず試験終了まで受験されていた方も回収します。）。なお、回収された試験問題用紙は返却しません。また、未使用の試験問題用紙も提供しません。
- (2) 試験問題は、試験日の翌日以降指定した期間、KHKホームページ（<http://www.khk.or.jp>）に掲載します。期間後の照会にはご対応いたしかねますので、ご了承ください。

2. 試験中における通信機器等の取扱について

- (1) 試験中は、通信機器等（時計型を含む。）の使用及び作動を禁止します。これらの通信機器等を時計及び電卓の代わりに使用することはできません。
- (2) 試験中に通信機器等を身につけている状態、または使用可能な場所（机の中など）に所持していることが確認された場合は、電源のON（マナーモードを含む。）・OFFにかかわらず不正行為とみなします。
- (3) 不正行為が判明した場合には、直ちに解答行為の停止を命じ、試験問題用紙、答案用紙及び受講票・受検票等関係書類は没収され、本試験は失格（無効）となります。

【本件のお問い合わせ先】KHK 教育事業部 野久保、鈴木、熊谷
電話03-3436-6102